平成２３年（フ）第２７９号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目21番13号
債務者　瀧　　一枝
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２８５号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目113番地の１
エルバージュ園田107号
債務者　福田　佳菜
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９１号
兵庫県西宮市戸田町２番15―702号
債務者　冨田　輝彦
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３４号
山口県宇部市岩鼻町１番28号
債務者　有田　芳和
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第７２号
徳島市丈六町新居田58番地の４
債務者　奥原　高志
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７７号
徳島市南昭和町６丁目55番地　佳都美マンション302号室
債務者　南　　有香
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７９号
徳島県板野郡藍住町東中富字龍池傍示71番地10、旧住所徳島県板野郡藍住町乙瀬字中田88番地２
債務者　藤田　吉雄
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０号
徳島県板野郡藍住町東中富字龍池傍示71番地10、旧住所徳島県板野郡藍住町乙瀬字中田88番地２
債務者　藤田　泰子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
愛媛県宇和島市築地町１丁目２番18号
債務者　今西　良徳
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３１号
福岡県宮若市宮田2600番地１
債務者　平尾真理子（旧姓立木）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３７号
福岡県宮若市小伏446番地１
債務者　井上　初美
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１２２号
大分市大字鶴崎2001番地の１　ベルセレーノB102
債務者　姫野　和男
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１７号
大分県速見郡日出町大字大神1561番地９
債務者　松本　成代（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月22日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
埼玉県朝霞市宮戸１丁目５番29号　須田コーポ２―A、旧住所埼玉県朝霞市宮戸１丁目４番75号　グリーンエール301
債務者　近藤　花子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
埼玉県蓮田市大字黒浜1905番地３
債務者　当山　隆三
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―19―403
債務者　吉田　　浩
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５４１号
埼玉県川口市大字道合92番地の５
債務者　神木　容子（旧姓須永）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係